

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

## 9条の会 ニュース No.44 2015年 2月 発行



〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

**再度、憲法を曲解し、詭弁を弄して強行した、集団的自衛権行使容認の即時撤廃と  
集団的自衛権行使容認の法制化の企てに強く反対します !!**

安倍内閣は一昨年末の特定秘密保護法に続いて、昨年7月1日には恣意的な憲法解釈で、集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」を強行しました。昨年暮れの選挙中には全く言及しなかった憲法改正と集団的自衛権行使容認の施策を日程にあげると公言し、法制化を強引に推し進めようとしています。

2月19日に開催された第90回世話人会において、集団的自衛権行使「閣議決定」の即時撤廃を再度要請し、法制化の企てに対して、抗議の意思を表明することを決定しました。以下に声明文を掲載します。

### 集団的自衛権行使容認の法制化に反対する（声明）

日本国憲法前文に述べられた理念と共に、私たちは第2章第9条が有する“普遍的”な意味を深く認識し、その厳格な遵守・履行をこれまで国政の担当者、或いは要路関係者に要請してきました。第9条を日本国の歩む途とし、また国際社会に参加する日本国の基本的姿勢としてきました。

2014年7月1日に密室協議を通して強行された、安倍内閣の閣議決定は、アジア・太平洋15年戦争の厳しい経験と、ファシズム、侵略戦争を引き起こした反省を踏まえて、戦後、私たちが決意した日本国の在り方に反します。政府が憲法に違反し、また、それを否定することは決して許されません。憲法前文及び第9条の否定は日本国民の平和的生存を損ない、国際関係を通じて人類の平和的共存を危うくします。

歴代の自民党政権は憲法を遵守してきたと言い難く、戦後70年の歴史の中で、日米軍事同盟を強化し米軍基地の増強をはかる一方、自衛隊創設を行い、度重なる増強のもとで、海外派兵、武器使用と武器輸出解禁等を行ってきました。これまで、私たちは、平和を望む世論を背景にして、自民政府が大手を振って戦争に参加しようとする企てを監視し、厳しく糾弾して、辛うじて、その目論見を阻んできたと言えるでしょう。安倍政権は今国会で、昨年7月に閣議決定した集団的自衛権の行使を可能にする安保法制整備（戦争関連法）を一気に推し進めようとしています。集団的自衛権行使の前提に掲げた武力行使の「新3要件」は、国益擁護と国民の生命財産保護を名目に仕立てた欺瞞でしかありません。

2005年11月、私たちが「研学9条の会」を結成したとき、その設立アピールで、次のように指摘しました。「・・・9条を中心に日本国憲法を変えようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。・・・日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決を目指す国のあり方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。その意図は、日本をアメリカに従って『戦争をする国』に変えるところにあります。私たちはこの転換を許すことはできません。・・・」

10年が経過した今、この認識は増々強くなっています。安倍内閣が目指す集団的自衛権の行使は他国の戦争に加担し、“宣戦布告なき戦争”に突入し、他国人を殺傷し、徴兵制のもと若者を戦争に駆りたてる途に他なりません。私たちは安倍内閣が即刻閣議決定を廃棄することを要請します。そして、安倍内閣が今後巨額に亘って憲法を厳格に遵守することを要求します。

2015年 2月19日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

『地方創生』は安倍内閣が衆院選挙対策として大々的に打ち出したスローガンであるが、その底に地方自治存立の問題を内包する。それに関わって、昨年11月に開催した「講演と討論集会」のまとめの稿（ニュース43号所収）で、つくば市自治基本条例制定の動きが2012年来棚上げの状態にあることを記した。“条例”という名が付されているが、その本来の姿は地方自治体（取りも直さずそれは“地方政府”）の“憲章”と称されるべきものである筈で、地方政府の「憲法」に相当するべきものであった筈である。耳慣れない言葉を書き連ねたように聞こえるが、「地方政府」という言葉は「中央政府」と並ぶ実体であって、1947年制定の日本国憲法に在っては「地方自治」（地方自治体）と呼び習わされていて、憲法英文対照では、明確に、“Local Self-Government”と記されている。地方自治は、憲法に在って第8章に一つの章を占め、第2章 平和条項、および第3章 基本的人権とともに日本国憲法の基本的な支柱をつくってきた。それらのいずれも、先行した明治憲法には対応する章がなく、敗戦後全く新しい概念を与えてきた。平和条項、或いは、基本的人権は憲法制定来理解される努力が重ねられてきたが、地方自治（地方政府）は、しかし、よく理解されてきた概念とは言い難く、それがあまりにも身近なものであった故か、特に学んで検討されることが少なかったとみられる。それは又、明治以降“お上”意識に慣れ親しみ、上意下達に従ってきた、戦前の地方政治の経験者において、なかなか体得するに難いといった事情に由来したのかもしれない。

“地方自治は民主主義の小学校である”とはアメリカ合衆国の民主主義の実際をつぶさに観察したトックヴィルの言葉として人口に膾炙しているが、もう少し詳しく記せば、『地方団体の中にこそ、自由な人民の力が宿る。地方自治制が自由に対して持つ関係は、小学校が学問の対して持つ関係と同じである』（杉村正敏訳による）。地方自治は直接民主主義をそのまま実践する場として、民主主義の根幹をなす。地方自治を措いて民主主義はない。さて、日本国憲法が生まれようとするそのとき、占領軍総司令部GHQ 総司令官マッカーサーは地方自治について明確な考えを示した。『首都地方、市及び町の住民は、彼らの財産、事務及び政治を処理し並びに国会の制定する法律の範囲内において、彼ら自身の憲章を制定する権利を奪われる事無かるべし』と。アメリカのhome rule charter（ホーム・ルール憲章）が念頭に在り、自治権を確立・防御し、自らの統治機構・組織、行政機構、財務、住民参加制度などについて、自己決定するところにその意義があった（「アメリカのホーム・ルール・チャーター制度と自治基本

条例」2003年福祉明）。地方自治体（地方政府）が憲章（憲法）を持つことを強く懇願した。先に述べたように、旧来の考えに囚われた政治指導者層の抵抗（それが決して自発性の発露といったものでなく、ひとえに旧弊墨守の反動的対応）に遭って、憲法には、『第94条 地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。』と定められた。まず、住民（市民）が地方公共団体にすり替えられ、さらに、権利が権能に置き替えられた。単なる言葉の置き換えでなく、本質を損なったことになった。住民主体が消失し、権利と権能は明らかに異なる。憲章が条例に格下げされた。

あえて、しかしながら、ここで強調したい。されど憲章を持つ余地が今なお残されているであろう。そして、それは一重に住民（市民）の自覚と対応に拠っていると。戦後の70年を体験して、今、改めて地方自治の復権を唱えたい。これは一人筆者の考えによることではない。皮肉なことに、復権のきっかけは政府自身から与えられていた。1995年5月、政府は「地方分権法」を施行、「・・・その推進は、国においては、・・・国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとこの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担う」と述べ、「機関委任事務制度」の廃止等を謳った。3割自治の言葉が示したように、国の委託による機関委任事務制度は地方自治を損なってきた。地方公共団体（市町村・都道府県）対国は対等・協力関係にあるというわけである。もちろん不十分な面（必置規制・権限委譲・補助金・税財源配分など）が多々在り、また依然として、地方自治法で詳細が雁字搦めに定められている状態に大きな変化がない。政府における「推進法」の狙いは役割分担を明確にして事務分担の合理化を図り、経費の節減を図ることにあり、経済がもはや一國のみで閉じることができず世界的に展開するなかで、小泉内閣以来の新自由主義経済の旗印を掲げ、地方に負担を押しつけながら中央政府の軽量化を図ろうとしたことに他ならない。地方自治法の縛りで国の運営が可能であるという目論見が下地に在る。しかし、曲がりなりにも中央政府が『推進法』で地方政府 / 中央政府对等を謳ったわけである。『これらが21世紀にかけての地方自治のあらたなスタート地点となるであろう』（「住民が自治体を設立する地方自治基本構想 <新世紀にかけての分権型社会の制度> 1998年5月自治基本法研究会」と期待されている。

この推進法の下、北海道・ニセコ町が「ニセコ町づくり基本条例」を制定（2000年12月）した。条例

という名を冠せられているが、のちに述べるように、町の最高法規として自治体の憲章(憲法)としての規範を作った。それは、単なる理想を述べた憲章に留まっただけではない。次のような章建てになっている。項目だけでも全貌を概観できると思えるので、参考のために列記する。

前文、第1章 目的(第1条)、第2章 町づくりの基本原則(第2条-第5条)、第3章 情報共有の推進(第6条-第9条)、第4章 町づくりへの参加の推進(第10条-第13条)、第5章 コミュニティ(第14条-第16条)、第6章 議会の役割と責務(第17条-第24条)、第7章 町の役割と責務(第25条-第35条)、第8章 計画の策定過程(第36条-第39条)、第9章 財政(第40条-第45条)、第10章 評価(第46条-第47条)、第11章 町民投票制度(第48条-第49条)、第12章 連携(第50条-第53条)、第13章 条例制定等の手続(第54条)、第14章 まちづくり基本条例の位置づけ等(第55条-第56条)、第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)、附則。

『ニセコ町づくり基本条例』において、第2章 基本原則で住民参加と情報共有の原則が立てられている。町民の自主・自立の意思決定、参加の原則が第4章・第5章で記される。議会・行政・財政は町運営の根幹である。議会の長と行政の長の二元制の定式化が肝要であろう。第8章では参画の詳細が記されている。第11章 町民投票制度は直接民主主義の要、住民意思決定の最終確認とされている。冒頭に述べたように、第14章でこの条例が町のすべての条例の基盤であることを謳っている。それが、町の憲法とし最高法規とされるのか、またはすべての法規と並び、それらの基盤と理解されるのかは、両面性のあるものとして、判断を行ってはいない。議会基本条例、また行政基本条例が他方に制定されていたとしても、町基本条例が全ての規範として働く。列記したに留まったが、項目を追っただけでも、条例ではあるが、憲章(憲法)としての性格を備えていることが覗い知れる。地方自治法の枷を嵌められながらも、住民自治の本質を貫き、実践を示していると思える。我々の議論の参考になる。

つくば市にあっては、行政主導の下、2008年につくば市基本条例制定の動きが立ち上げられた。その下で、2010年8月市民を主体にしたワーキングチーム(WT)が組織され、2年間に亘って計38回の会合を重ねた結果、報告書を提出して、市長の意向の下、2012年3月に解散された。現在に至るも再開の動きはない。報告書を読む限り、解散の理由が判然としない。WT自身はともかく、当初の意気込みから後退して、結局、あえて基本条例を制定するまでもないという判断に行政当局が至ったようにみられる。住民自治のうえに、市の憲章(憲法)を定める

作業であれば、たとえ行政の判断が如何なるものであれ、WT自身の判断で作業が続行できた筈であろうという考えが、残念ながら、一方で残る。全国画一に定める地方自治法ではカバーできない状況が無い筈がない。つくば市に基本条例がどのように必要とされるか、「市民白書2012」(「市民の目で見つづきの今」つくば市民白書実行委員会編)を参照しても明瞭である。情報の共有・住民投票制度・財政・教育・医療等何れの一つをとっても憲章を必要とするに十分である。最近では、市議会で議論されている総合運動公園建設の計画は、TXに関わる開発事業全貌の検討とともに、いずれも市民の同意が不可欠の事業である。公共の交通手段充実とは老人にとって切実である。市基本条例制定 WTの議論と行政、とりわけ市長の判断については、「白書」所載の野口修氏の詳細な論考『自治基本条例の制定はなぜ投げ出されたか』から学ぶことができる。

研究学園都市発足の経緯に鑑みても、つくば市は新学園都市構想と由緒深い旧筑波町村との合併の上に、地方政府としての確認事項を憲章の形にまとめ上げる必要があったであろう。最近では茎崎町を合併し、急増した人口を抱え、近隣に歴史の深い土浦市を控える。市民の考えを確認しておくべきことは多く存する。地方自治法だけに頼って足りぬことは自治の放棄に等しく、怠慢の誹りを免れない。憲章の持つ意味の重大さに気付くとともにしり込みした格好である。他方、市民の関心が問題の本質までに至らないことは、そのことだけでも、残念なことである。地方分権と地域主権について、緒方彰宏氏の論考(『地方分権・地域主権とつくば』「つくば市民白書2012」所収)が参考になった。

国の成り立ちに在って、地方政府が萎え中央政府だけが栄えて国が隆盛するという事はない。ここで、国と中央政府が同じものではないことに留意しなければならぬであろう。逆に、地方政府には中央政府の施政の過ちを正す機能が内在する。地方自治における「抑制の機能」として説かれている民主主義が持つ潜在力である。中央政府の出先機関としてしか地方政府が機能しないときは、地方自治が存在せず、ひいては国が衰退することを辻清明氏が説いている(「日本の地方自治」岩波新書1976)。最近では杉原康雄氏が、中央政府と地方政府の相関について「反憲法的な政治と多重的な危機」のなかにおいて、特に慢性的財政危機を挙げ、地域衰退の危機に警鐘を打ち鳴らしている(「日本国憲法の地方自治—この『多重危機』の中で考える—」2014年7月 杉原康雄 自治体研究社)。中央政府の暴走に拍車がかかる今、民主主義の砦、地方自治の本旨に基づいて、対応することが緊急である。気付いてこの文を記し、つくば市民憲章(自治基本条例)制定の勧めとする。(以上)

2015年1月5日 記

直接請求署名活動がスタートしました !!

**「総合運動公園建設の是非を  
住民投票で問うつくば市民の会」**  
(2015年2月11日 発足)

代表 山本千秋 松本栄次 永井悦子  
(元農林総合 研究所部長) (元筑波大 教授) (元つくば市議会 議員)

2月10日、つくば市は新年度から建設を予定している総合運動公園基本計画を正式決定したと発表しました。これに対して、計画に反対する市民団体は、計画の賛否を問う住民投票条例制定のための署名活動を11日から開始しました。最終締め切りは3月10日です。

直接請求の手順

- ① 有権者の50分の1以上の署名・捺印が必要。
- ② 署名期間は1ヶ月。2/11～3/10
- ③ 署名を集めるためには、代表者から委任された受任者になる必要がある。(有権者は誰でも可)

300億円を超える建設費と年間3億円の維持費が計上されているが、見積もりの根拠も不明で、実際には大幅に増大することも予想される。建設後には、結局これらの経費は全て市民が負担することになる。

46ヘクタール!!  
305億円!!



総合運動公園計画図

果して、つくば市にオリンピック競技にも使えるような、「高規格の競技施設」が必要なのだろうか？

つくば市には初等中等教育・文化・医療・公共交通機関、災害避難等、まだまだ手当をしなければならない問題が山積している。

総合運動公園に巨費を投じることは、市民への負担が増大し、自治体財政を圧迫する懸念がある。

基本計画には、市の財政状況を踏まえた経済的負担状況の説明が決定的に不足している。計画のずさんさから、訴訟問題を引き起こし、多大の損害をもたらした「風車問題」の教訓を、今一度想起し、撤回を含めた計画の見直しを求める。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

2014年 会 計 決 算 報 告

2014年会計年度 (2014年1月1日～12月31日)

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
前期より繰越	88,547		講演会関係費	39,152	謝礼、会場費等
賛同人カンパ	146,000		通信・印刷・事務費等	70,812	送料、印刷用紙等
講演会カンパ	38,099		協賛金等	11,700	5.3憲法フェスタ等
			払込料金	2,810	口座加入者負担
合 計	272,646		合 計	124,474	

差引残高(次年への繰越) 148,172円

会計監査報告

2015年1月16日に提出のあった帳簿及び決算書について現金、及び証拠書類と照合した結果、正確かつ適正に処理されていることを報告します。

2015年1月16日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会監査人 澤田紀一 ㊞

事務局より

- ◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ◎ ニュースの原稿を募集しています。

これまでの賛同者数 834名

2015年1月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

- ◎ 「会」へのお問い合わせは  
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884  
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp